

**新潟市議会スマート会議システム運用業務仕様書
正 誤 表**

1 訂正箇所

新潟市議会スマート会議システム運用業務仕様書について、下記のとおり訂正します。

誤	正
<p>1 4 留意事項</p> <p>(1) ～ (7) 省略</p> <p>(8) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。 ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。 ・業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。 ・<u>本業務は、地方創生推進交付金を充てて実施するため、本業務にて使用した書類、伝票、領収書等については、事業終了後5年間保管すること。</u> 	<p>1 4 留意事項</p> <p>(1) ～ (7) 省略</p> <p>(8) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。 ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。 ・業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。 <p>(削除)</p>

2 補足

令和4年6月9日（木）から正しい仕様書を公開しています。

令和4年6月7日（火）から6月8日（水）の間に公開した仕様書は、上記の誤りがありますので、正しい仕様書に差し替えをお願いします。